

## 第3章 計画の基本的方向



# 第1節 基本理念・基本方針等

## 1-1 基本理念

**いつまでも 自分らしく  
安心して暮らせるまち 東松山の実現**

福祉の総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、支える側・支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが役割やいきがいをもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、地域共生社会をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

地域共生社会においては、①他人事になりがちな地域づくりを住民が我が事として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに丸ごと対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

### 【地域共生社会とは】



出典：厚生労働省

### 第3章 計画の基本的方向

今後、本市では、高齢者の単身世帯・夫婦のみの世帯や、認知症の方の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要はさらに増加し、また、多様化することが予想されます。一方、現役世代の減少はより顕著となり、保健・医療・福祉サービスのさらなる連携強化、また、高齢者同士や地域において高齢者を支え合う仕組みの構築・充実と、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められています。

このような社会情勢の中で、高齢者の生活を支える地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築は、地域共生社会の実現に向けた中心的な存在でもあります。

そのため、本市では第6期計画以降、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)に向けて、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを進めてきました。しかし、今後はさらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年(令和22年)、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する時代を見据えたサービス基盤づくり、地域づくりが重要になります。

以上のことから第8期計画では、第7期計画で推進してきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに推進していくため、第7期計画で定めた「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を基本理念とします。



## 1-2 基本方針

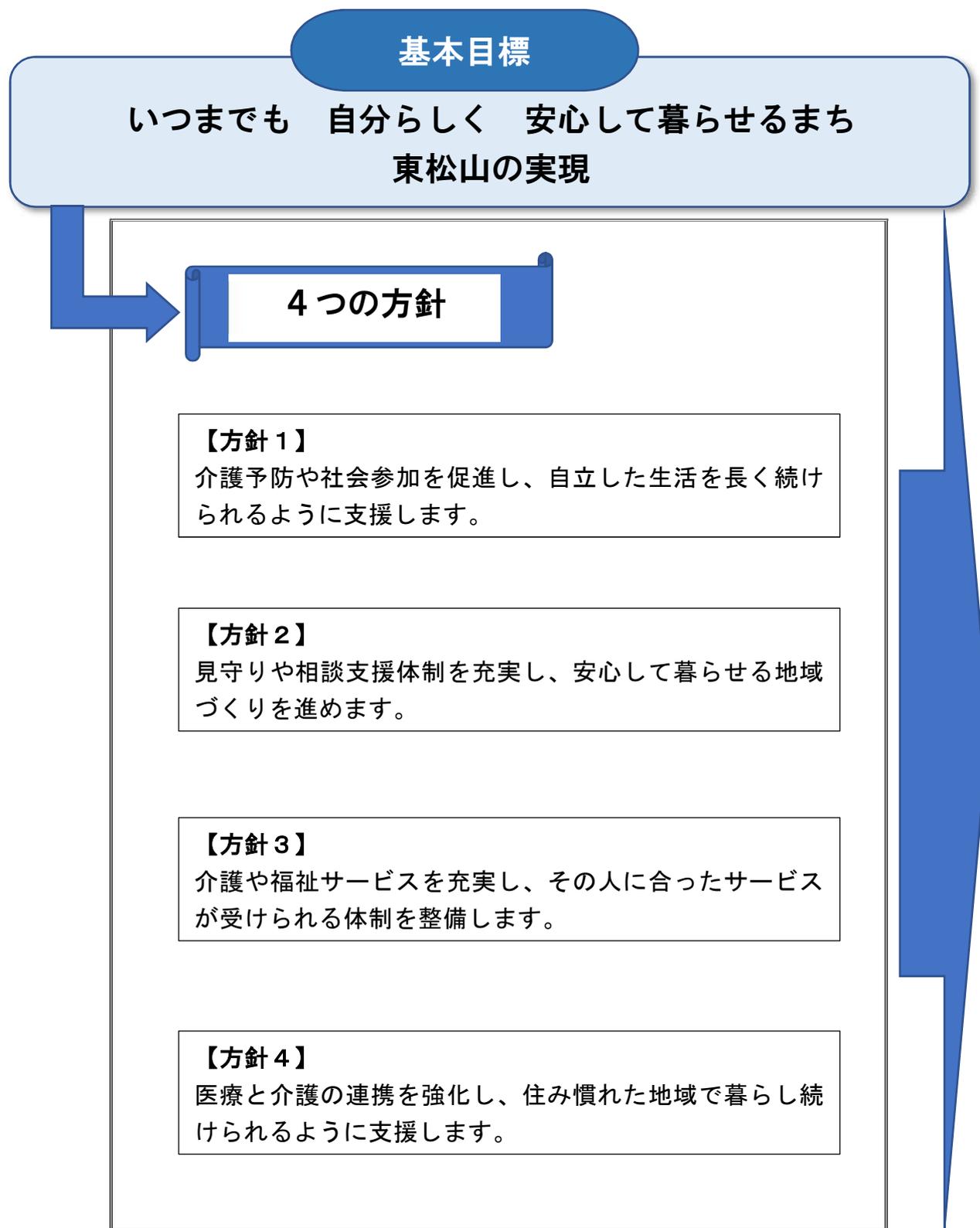
基本理念の実現を目指し、以下の4つの方針のもと、各種施策を展開していきます。

|  |  |
|--|--|
| <b>方針1</b>   | <b>介護予防や社会参加を促進し、自立した生活を長く続けられるように支援します</b>    |
| <p>高齢になっても、できる限り介護を必要としない生活を長く続けられるように、介護予防や社会参加を促進するための施策を推進します。また、介護や支援を要する状態になった場合でも、状態改善や重度化防止に向けた取組を進めます。</p> |  |
| <b>方針2</b>   | <b>見守りや相談支援体制を充実し、安心して暮らせる地域づくりを進めます</b>       |
| <p>一人暮らし高齢者や認知症の方などを地域で見守り、相談や支援につなげるためのネットワークづくりを進めます。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解促進を図ります。</p>    |  |
| <b>方針3</b>   | <b>介護や福祉サービスを充実し、その人に合ったサービスが受けられる体制を整備します</b> |
| <p>介護が必要な人が安心してサービスを利用できるように介護サービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、保険者機能を強化し、介護給付の適正化と質の確保・向上を図ります。</p>                           |  |
| <b>方針4</b>   | <b>医療と介護の連携を強化し、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援します</b>   |
| <p>たとえ重度の要介護状態になっても、在宅での生活を継続できるように、医療や介護に関わる多職種ネットワークづくりや関係機関との有機的な連携を通じて、医療と介護の連携を強化します。</p>                     |  |

## 第2節 施策の体系

### 2-1 体系図

第8期計画では、次のような施策体系で事業を展開していきます。



施策の柱

施策

1 介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進

いきがづくり・社会参加の支援

健康づくりや介護予防の推進

2 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターの機能強化

安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

認知症施策の推進

権利擁護の推進・虐待防止の推進

3 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービスの充実

生活支援体制の整備

高齢者の居住安定に係る施策との連携

4 介護保険制度の適正な運営

情報発信・見える化の推進

介護サービス基盤の整備

介護人材の確保・資質の向上・業務効率化に向けた事業者支援の推進

介護給付の適正化の推進

利用者負担の助成

5 医療と介護の連携強化

地域の医療・介護サービス資源の把握

医療・介護の連携体制の強化

地域住民への普及・啓発

